

第 77 号	関西圏大学非常勤講師組合	2024年7月14日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教気付

1. 阪大、街頭宣伝に不当な干渉	p. 1	2. 阪大裁判、証人尋問開かれる	p. 2
3. 京都府立大学で重大な人権侵害	p. 2～3	4. 近畿大学でパワハラ報復される	p. 3～4
5. 夏季カンパのお願い	p. 4		

阪大、組合の街頭宣伝に不当な干渉!!

関西圏大学非常勤講師組合は大阪労連の支援を受け、毎月1回大阪大学豊中キャンパスの西口門から100メートルほど下った通称「阪大坂」で阪大裁判の街頭宣伝をおこなってきました。これまで10回以上実施してきましたが守衛が回ってくる程度で何の問題もありませんでした。ところが、4月25日の宣伝活動中に阪大の職員2名が突然やってきて宣伝活動を止めるよう注文を付けてきました。また宣伝活動をおこなっている組合員を無断で写真撮影しました。さらに大阪大学は5月1日付松岡総務部長名で「貴組合の『抗議行動』等について(嚴重注意)」なる文書を組合に送ってきました。その内容は、「4月25日の宣伝活動で大学の業務(学生が静謐な環境下で学習・研究活動をおこなうことも含まれる)運営に支障を生ぜしめた」「使用者の所有し管理する物的施設を利用して組合活動を行うことは・・・当該施設を管理利用する使用者の権限を侵し、企業秩序を乱すものであり、正当な組合活動にはあてはまらない。」「貴組合の『抗議行動』により、大学の業務運営に支障が生じていることは誠に遺憾である。ここに改めて嚴重注意す

るとともに、今後、貴組合が同様の行動に出た場合には、大学としてさらに厳格に対処する所存である」というものでした。

これらの大学の主張は、事実無根です。確かに宣伝活動をしている道路は阪大が所有権を持っているのですが、学生だけでなく近所の人々も通っており、道路の側面には自転車屋などもあります。また入試の時などは不動産会社も道路で宣伝しています。組合が宣伝している道路は阪大が所有権を持っても公道に近い道路ですし、また学生の静謐な環境下での学習・研究活動を乱すといっても、マイクで宣伝している場所から大学の西門まで100メートル近く離れており、さらに入構ゲートから教室などがある棟まで数百メートルあります。マイクの声が教室や研究室に届くことはありません。ですから組合の宣伝活動が施設管理権を侵害しているとは言えません。大学がこのような文書を組合に送ってくるのは、街頭宣伝の内容が真実で、これを学生らに知られたくないためでしょう。当組合は、5月20日に阪大に抗議文を送りました。

(文責：江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール: sodan@hijokin.org

大阪大学非常勤講師雇い止め集団訴訟

6月27日証人尋問報告

「2013年から10年上限」内規で2022年度末雇止めの阪大非常勤講師4名が無期雇用契約者としての地位確認と雇止め無効を求める阪大訴訟の証人尋問が6月27日（木）に行われました。午前は被告側証人2名、午後は原告4名が主尋問と反対尋問に臨みました。

阪大は2004年に文科省が「法人化後の非常勤講師にはパートタイム労働法が適用される」旨の通知を出したが2021年まで非常勤講師を「個人事業主（『準委任契約』）」扱いしてきたことを認めました。更に2021年文科省の「請負契約等の教員に授業担当・成績報告させるのは学校教育法上不適切」旨の通知と同年6月の共産党宮本徹議員の阪大学校教育法違反問題の国会質問の後で文科省から大学に調査が

入った際に、阪大は「非常勤講師が担当する授業等にかかるアンケートについて」という学内調査を行い、この文書が書証提出されました。そのためか「授業担当教員」は専任教員で非常勤講師は「授業担当者」に過ぎないので学校教育法違反には当たらない旨の証言がありました。

原告は「準委任契約」の2021年度迄と労働契約になった2022年度とでシラバス作成・授業・成績報告の勤務実態は全く変わらない、また旧大阪外国語大学時代と2007年統合後の阪大外国語学部の勤務も変化なしと証言しました。被告側弁護士は原告の研究業績や他大学での勤務実態に関し質問をしましたが、意図不明でした。（文責：新屋敷）

京都府立大学が重大な人権侵害

京都府立大学の非常勤講師で長年、語学を教えているAさんは、今年春学期についてもシラバスを作成し授業の準備を進めていました。ところが4月になって突然、大学から授業を取り上げられ、Aさんのシラバスも削除されていました。現在も給料こそ支払われているものの自宅待機状態を強いられています。Aさんが大学側に問い合わせたところ、複数の学生からハラスメントの申し立てがあり、ハラスメント委員会で調査中なので、結果が出るまで授業を控えてもらうことになったとの返事がありました。しかし、Aさんはこの学生の訴えに対して心当たりがなく、あくまでも一方的な主張であり、これに対する大学の

措置は余りにも不当ではないかと組合に相談がありました。組合は、大学に以下の4点について回答要求書を送りました。①現在のAさんの契約関係はどうなっているのか。②ハラスメント委員会はいつ開催されたか、学生の訴えの内容、関係者への聞き取りの現状はどうなっているのか。③シラバスを削除し授業担当から外すと決めたのはどこか。④Aさんの件では以前にも組合は大学と交渉しており、組合員差別の不当労働行為ではないのか。これについて5月31日に大学から以下の回答がありました。①については現在も労働契約関係にある。②については学生の訴えの内容は言えないが、ハラスメント委員会では学生へ

の調査が終了次第、今後Aさんへの聴取を進めていく。③どこで決めたかというより大学全体で判断した。④組合員差別はしていない、不当労働行為でない。

組合としては、学生からの訴えがあった段階で、なぜAさんから事情聴取しなかったの

か、給料は支払われているが、Aさんが授業する権利が一方的に奪われており重大な人権侵害に当たると考えています。また、ハラスメント委員会が迅速に調査を進めるよう大学に要求していきます。

(文責：江尻)

近畿大学内パワハラ相談は隠蔽されるどころか報復される！防止委員会の解体を求めろ！

近畿大学非常勤講師である組合員Bさんは、学内での編入学試験対策講座を担当していましたが、その問題を使用したことで、2021年10月、所属先の学部長・事務部長・教務委員長から会議室に呼び出され、「著作権の問題だ。前代未聞だ。反省しているのか」と理不尽な叱責を受けました。同時に、6月から始まったハイフレックス授業の接続不良による授業の中断について、補講しなかったことも責められました。複数名での吊るし上げはその後も続き、Bさんが次年度の授業を断った際も、4名の教職員に会議室に呼び出され責められました。

学部長らの常軌を逸した行為に対して、Bさんは学内ハラスメント防止委員会に申立を行いました。調査調停委員は「著作権については出所の明示を指示した」という学部長の虚偽の発言を認め、落ち度はBさんにあると執拗に責め、申立を不認定としました。しかし、学内で作成された問題は著作権の制限外にあり、「出所の明示」も不要である上、非常勤講師への無償補講の強要は労基法違反に当たります。著作権法や労働法を無視してでも、防止

委員会は自らの誤認や失態を認めず、隠蔽しましたが、それは今回が初めてではありません。

同年4月に、学部長らは「著作権」に関する資料を全教員に配布し周知を促しながらも、2015年から2024年に渡って、市販の大学受験問題集3冊を無断転載し、「課題」として600人の学生に配布していました。発覚後、学部長らは「著作権について知らなかった」と、出版社に対して虚偽の発言をし、学生に問題集を購入することを義務付け、自身の不始末を学生に押し付けました。

当大学では、2019年にも准教授による無断転載がメディアで取り上げられたため、准教授をやむをえず諭旨解雇にしましたが、同様の違法行為であっても、学部長らのケースは内部通報であったため、彼らには処分を下しませんでした。それどころか、学部長らの部下である課長補佐が、通報者に対してハラスメント申立てを行ったことを黙認しました。

このように学内の相談窓口が公正な調査を行わず、不都合な事実を揉み消し、逆に相談者にセカンドハラスメントをし、報復を認める

ようでは、ハラスメント防止機関としての機能はありません。即座に解体し、全教員が大学と全く利害関係がない学外相談機関が利用できることを求めます。 (文責:Y A)

組合へ夏季カンパのお願い 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

記事にもあるように6月末に阪大の非常勤講師雇止め裁判の証人尋問が終わり、9月18日に最終陳述、結審となりました。年内には判決が出されそうです。

組合としては、昨年、いくつかの大学で徐々に賃上げを実現しました。しかし、まだまだ賃上げに応じている大学は少なく、現在の物価高の中、秋以降の定期交渉で今年度こそ多くの大学で賃上げを実現したいと考えています。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願ひします。 (振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために 今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約4割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所 (-)

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)

組合費: 10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費: 1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール:sodan@hijokin.org

